



神奈川県指令津セ第 54号

住所 相模原市上溝3812番地

氏名 小川工業株式会社 代表取締役 小川八郎

平成12年4月20日付けで申請のありました林地開発行為の変更許可申請については、森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の規定により次の条件を付けて許可します。

平成12年5月2日

神奈川県知事 岡崎



1 開発行為に係る森林の所在場所 津久井郡城山町小倉字中沢原1330番地外75筆

2 面積

- | | |
|---------------------|-----------|
| (1) 開発行為に係る森林面積 | 36.4266ha |
| (2) 開発行為をしようとする森林面積 | 46.7980ha |
| (3) 事業区域面積 | 53.0948ha |

3 開発行為の目的 岩石採取

4 施行予定期間

許可の日から平成17年5月7日まで

5 変更の理由

岩石採取事業継続により、掘削数量及び期間に変更が生じるため

6 変更の内容

岩石採取量 5,462,673m³→5,045,126m³

7 条件

- (1) 開発行為は、平成12年4月20日付けで申請のあった変更申請書及び添付図書の内容に従って行うこと。
- (2) 平成7年5月8日付け神奈川県指令津セ第181号及び平成9年8月25日付け神奈川県指令津セ第60号の許可条件を厳守すること。
- (3) 相続又は合併があったときは、相続又は合併による承継人が林地開発行為に係る土地の権利の譲渡届を知事に提出すること。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、神奈川県知事に異議申立てをすることができます。ただし、当該処分に対する不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、公害等調整委員会に対して裁定の申請をすることができます。

(事務担当は、農政部地域農政推進課 内線264)

1 全体計画の概要及び期別計画の概要

当社は、相模川砂利の採取・選別を業務としてきましたが、相模川の全面採取禁止以後、山砕に切り替え砂及び碎石を生産し主に公共事業用として販売している。

当、採石場は昭和41年より第1採石場の岩石採取を行い、昭和52年より第2採石場の岩石採取を現在まで行ってきました。

また、昭和52年の第2採石場の岩石採取に伴い、第1採石場と第2採石場の連絡道路の開発を昭和52年に行い、その後昭和54年に部分完了とし以後の認可申請からは除外してある。

本認可申請では、これら第1採石場、第2採石場及び連絡道路の3区域の合併を行い一つの認可区域とすることを目的とする。

合併の理由としては、第1採石場の岩石採取事業は終了するが、その後も原石仮置場及びプラント用地等として使用していきたい為。また、第1採石場の路地処理の盛土に第2採石場からの表土・廃土石及びプラントからの微砂を使用したいためとする。

・期別計画の概要

(第1採石場)

第1期は昭和41年より始まり、前回の第14期において岩石採取事業が終了し、本期より跡地処理を行うものであり、採取事業においては第2採石場に依存する。

(第2採石場)

第1期は、昭和52年9月から始まり、浸入道路工事、重力式コンクリートダム工事の工事も合わせて、昭和54年9月に完了した。

第2期は、昭和54年9月から始まり、掘削区域の拡大と第1採石場から第2採石場への円滑な移行を目的とし、昭和56年9月に完了した。

第3期は、昭和56年9月から始まり、第2採石場への依存度が高まり、計画規格の拡大と掘削量の増加を目的とした。

今回の計画は、第10期目に当たり、第1採石場及び連絡道路との合併期間の延長と掘削量の変更を目的とした申請を行うものである。

(1) 事業名 小川工業株式会社 小倉採石場

(2) 場所 津久井郡城山町小倉字香ノ田1353番地外182筆

(3) 事業開発面積 A = 530,948 m²

(4) 期間 平成12年5月8日～平成17年5月7日迄

(5) 事業者 相模原市上溝 3812 番地
小川工業株式会社
代表取締役 小川 八郎

2. 計画地の現況

15～55 年生のブナ、ナラの広葉樹を主とした森林で、一部杉の人工林が存在している。地目上の農地についても耕作は行われておらず、同様の森林となっており、すでに永久転用済みとなっている。

3. 施設利用管理計画

(1) 採石方法

採石場の技術基準に則り、直高 15m 以下・ベンチ幅 7m 以上及び、勾配は 60 度以下とし、発破やリッパ作業で岩石を破碎しブルドーザーで採取する。

作業場は、作業中に表土が崩壊しないように 10m 以上除去し、更に 5m 以上保全区域を確保し、外周に有刺鉄線を設置し、隣接土地所有者や周辺住民の安全を保持する。

盛土については道路土工指針に則り、直高 5m 以下、勾配 1:1.5～1.8 とし、十分に締め固める。

(2) 掘削数量 (別紙土量計算書参照)

(A) 表土量	40,132 m ³
(B) 廃土石	103,724 m ³
(C) 岩石量	4,901,270 m ³
(D) 盛土量	402,125 m ³
(E) 一日あたり掘削量	3,500 m ³

(3) 掘削面積 182,330 m²

(4) 搬出計画 9,750m³/日 530 台/日 (ダンプトラック 11t)

(5) 表土、廃土石の処理

計画地内に表土の仮置きをするが、平坦地の流出の恐れのない場所に直高 5m、勾配 1:1.8 で仮置きをする。

この表土は、掘削完了部分に順次、山林復旧用の客土及び第 1 採石場の埋戻土とし盛土する。

表土、廃土石の総量 $143,856\text{m}^3$ の処理方法は次の通りである。

表土 (掘削量 $40,132\text{m}^3$)	
第一次採石場埋め戻し	$40,132\text{m}^3$
廃土石 (掘削量 $103,724\text{m}^3$)	
第一次採石場埋め戻し	$61,993\text{m}^3$
軟岩処理プラントへ (製品)	$37,937\text{m}^3$
ズリ製品	$3,794\text{m}^3$

第一次採石場の計画埋め戻し総量は、 $594,632\text{m}^3$ で現認可分の計画埋め戻し量は $402,125\text{m}^3$ である。

4. 緑化計画の概要

植栽樹種は、平坦地に黒松を 3000本/ha 、小段及び法面には、ヤシャブシ・ハギの播種 ($1\text{カ所}/3.3\text{m}^2$) と3種混合種子吹き付けを行う。

植栽後の管理としては苗木が活着するまで、風水害及び病虫害に注意し、風倒木や古損木のある時は補植を行う。植栽した苗木が成木になるまで、枝打、間伐、下草刈りを行い、火災の防止には充分留意する。

播種部については発芽しない箇所には、再播種を行う。

最終的な計画として場内は、森林及び緑地に復元し、全面的に緑化する。

5. 岩石仮置き場

岩石は場内に仮置きし、自家用ダンプトラックで搬出する。

6. 跡地の処理

平坦地は客土し、黒松を $3000/\text{ha}$ 植樹し、小段及び法面については、ヤシャブシ・ハギの播種を $1\text{カ所}/3.3\text{m}^2$ の割合で施工し、3種混合種子吹き付けを合わせて行う。

7. 汚濁水の処理

移動式プラントにより選別は行うが、洗浄は行わないので、汚濁水の発生は無い。

雨水による表土の流出及び、下流河川の汚濁防止の為場内に、沈砂地を設置する。

沈砂地の堆砂容量

第1採石場 1,813 m³

第2採石場 66,253 m³

8. 防災計画

掘削作業開始前に、境界外周に有刺鉄線の外柵を設置すると共に、危険標識を設置し、外部者の立ち入りを防止する。

火薬使用時には、発破時刻を一定とし、周囲にサイレン等で知らせ、必要箇所には見張り人を立てる。

飛石の恐れのある場合はシート等で被服をする。

又、表土、廃土石の運搬は、水平積とし、シートで落石を防止する。

毎日掘削の前に浮石の有無を検査し、危険な浮石は除去する。

又、パトロール車による場内の巡回をする。

9. 既設私道（林道）について

当掘削区域内と私道（小倉字大日向1334-24番地 地目山林地積3 603 m³）が縦走している。

土地の所有者は湘南村小倉であり、小倉区自治会長と土地の賃貸借契約を締結した。

道路は、事業が終了し返還する時にできるだけ元の位置に設置するが、当採石場の将来的な掘削計画により現時点においては、道路を計画する条件の不確定要素が多くルート決定はされていない。

将来、掘削計画が実現段階時において、事前に地元及び関係機関と協議し、決定されるものと思われる。

当申請においての取り扱いとして、地目山林なので開発行為にかかる土地の跡地計画としては、造成する森林及び緑地とした。